

シニア

遺言書「まだ」と言わず準備を

作成年月日

氏名、押印

内容明確に

遺言書と聞くと、「自分にはまだ早い」などと作成の先送りをしている人は多いだろうか。しかし、人が亡くなると遺産を引き継ぐ相続手続きがすぐに始まる。「お世話になったあの人に相続させたい」「もめ事にしたくない」と考えるなら、遺言書の準備に取りかかろう。

遺言書は一般的に、自身で作成する自筆証書遺言と公証役場で公証人らとともに作成する公正証書遺言の2種類がある。

公証人と確実に

公正証書遺言は元裁判官や元検察官など公証人のもとで作成し、公証役場に保管され、改ざんや紛失の心配がない。費用は相続する財産額で手数料が定められている。一方、自筆証書遺言は法律の要件を満たせば、いつでも手軽に書け、誰にも知られずに作成できる。費用は掛からないのが利点だ。

相続では、故人が遺言



今野佑一郎
弁護士

月数件の相続手続きの依頼を受けるユナイテッ

遺言書を自分で書く際のポイント、注意事項

何を相続させるか、不動産や預貯金、有価証券などをまず確認しよう

必ず書かなければいけないことは…

①遺言の内容 あいまいにせず、明確に書く

(例)私は、何を誰にどれくらいどうする

※金融資産の場合は、10分の7など割合を

②遺言書の作成年月日

日にちが特定できるように。〇年〇月〇日は不可

③遺言者の氏名、押印 印鑑は認め印でも良い

●「遺留分」に注意…遺留分とは、法定相続人に最低限保障される遺産の取り分のこと。請求される可能性があるため、トラブルを避けるためにも配慮を

●ぜひ、「付言事項」を…遺言内容の説明、残された家族への最後のメッセージ、葬儀の希望など

※今野佑一郎弁護士への取材などを基に作成

手軽な「自筆証書」要件満たさず無効も

ド・モンズ法律事務所（札幌）の今野佑一郎弁護士（39）に、自筆証書遺言を書く際の注意点、ポイントなどを聞いた。

遺言書を有効なものにするため、必ず書かなければいけないのは次の3点だ。

一つ目は遺言書の作成年月日。今野弁護士は「遺言書は何度書いてもよく、最も新しいものが有効になるので、日付は極めて重要です。日付のないものは、10月吉日など特定できないのは不可です。二つ目は遺言者の氏名、押印だ。印鑑は実印でなくてもよく、認め印でも構わない。

最後に大事な遺言の内容は、①何を②誰に③どのくらい④どうするかをしっかりと書くことだ

背景や考え大切

今野弁護士が最も大切にしているのは「付言事項」だという。必ずしも書く必要はないものの、遺言作成時の背景や考え、自分の人生を振り返って伝えておきたいことを文字にしたものだ。「感謝の気持ちを書いておくと、家族も時々読み返し、懐かしがったり、励みになったりと意外と喜ばれることが多い」と自らの体験から振り返る。

一つ目は遺言書の作成年月日。今野弁護士は「遺言書は何度書いてもよく、最も新しいものが有効になるので、日付は極めて重要です。日付のないものは、10月吉日など特定できないのは不可です。二つ目は遺言者の氏名、押印だ。印鑑は実印でなくてもよく、認め印でも構わない。

最後に大事な遺言の内容は、①何を②誰に③どのくらい④どうするかをしっかりと書くことだ

自筆証書遺言は手軽な反面、要件を満たさないと無効になる可能性もあるため、「確実に期するから、公正証書遺言の作成をお勧めします」と話す。

法務局には、自筆の遺言書を保管してくれる「自筆証書遺言書保管制度」がある。家族が遺言書を見つけれないなどのリスクを減らすことができ、安全性が高い。上手に活用したい。

自筆証書遺言は紛失や改ざんの恐れがあり、公正証書遺言は費用がかかることなどから、もっと使い勝手をよくしようとして2020年7月に全国で保管制度が始まった。道内は札幌法務局をはじめ、函館、旭川、釧路の地方法務局、16ある支局で保管でき、8月末時点の保管数は計3577通となっている。

申請は遺言者本人しか行うことができない。法務局に出向

家族が見つけられない、紛失、改ざん…

法務局で保管 リスク軽減

く必要がある。遺言者の死亡後、原本は50年、画像データは150年保管される。保管手数料は1通39000円。法務局は日付や印鑑の有無など形式的な不備のみ確認し、遺言内容の相談には応じていない。遺言者が事前に申請すれば、亡くなった後に保管されていることが法務局から指定された人に知らされる。

様式については、A4判の紙に遺言者が手書きし、紙の上下左右に一定の余白を設けるなど細かな規定がある。詳細は法務省のホームページなどで確認してほしい。

（升田一憲）